平成２３年（フ）第１３９号
名古屋市中区丸の内２丁目16番28号、再生手続開始決定時の本店所在地愛知県清須市西枇杷島町古城１丁目17番地の７
破産者　株式会社日本ロジスター
1　決定年月日　平成24年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第６５１号
愛知県東海市名和町焼山103番地
破産者　ｃａｐｓｕｌｅ01こと　各務　慶一
1　決定年月日　平成24年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１７８３号
大阪府東大阪市鴻池町２丁目７番26号
破産者　リゾープラント株式会社
1　決定年月日　平成24年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１８９７号
大阪府守口市藤田町５丁目16番７号、商業登記簿上の本店所在地大阪市鶴見区緑１丁目15番18号
破産者　日本フィトン・チッドウエスト株式会社
1　決定年月日　平成24年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３１０２号
大阪市平野区西脇４丁目７番22号
破産者　株式会社平野ステンレス
1　決定年月日　平成24年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３３８４号
大阪市中央区博労町１丁目４番10号博労町エステートビル８階803号
破産者　有限会社メビウス
1　決定年月日　平成24年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３４４９号
大阪市西区靱本町１丁目17番１号秋月ビル３階
破産者　リカージャパン株式会社
1　決定年月日　平成24年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２３０号
奈良県大和郡山市発志院町208番地１
破産者　高陽住建有限会社
1　決定年月日　平成24年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第１０３号
松江市山代町614番地２、前住所松江市東出雲町錦新町５丁目６番５号
破産者　狩野　俊二
1　決定年月日　平成24年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１２１２号
広島市安佐南区西原２丁目32番13号
破産者　有限会社ヤマシタ
1　決定年月日　平成24年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第８８６号
宮崎市神宮東３丁目２番32号　オガタビル201号、前住所熊本県合志市須屋1458番地117
破産者　市原　愛喜
1　決定年月日　平成24年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第４３１号
熊本県八代市田中町550番地10
破産者　株式会社碇山商事
1　決定年月日　平成24年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第７８２号
熊本市西区上代２丁目４番23号
破産者　株式会社浜活
1　決定年月日　平成24年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第３０４号
熊本市中央区新屋敷１丁目２番６号
破産者　株式会社オフィス尾浦
1　決定年月日　平成24年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第５５７号
東京都多摩市永山２丁目27番地の13アーバンライフＴＡＭＡ108
破産者　藤澤　仁志
1　決定年月日　平成24年９月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第６０５号
東京都稲城市大丸87ディアコートⅡ203、住民票上の住所奈良県吉野郡十津川村大字小山手217番地の１
破産者　大谷　安司
1　決定年月日　平成24年９月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第９２号
山梨県富士吉田市上吉田1192番地90
破産者　有限会社遠英工業
1　決定年月日　平成24年９月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２３年（フ）第２１３号
岐阜県瑞穂市十七条950番地
破産者　株式会社高井製作所
1　決定年月日　平成24年９月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第２４号
岐阜市今嶺２丁目８番８―102号　リトルウイング、開始決定時の住所岐阜市薮田南４丁目７番３号
破産者　堀部　武男
1　決定年月日　平成24年９月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第３７２号
静岡市葵区安東３丁目２番29号
破産者　有限会社こま
1　決定年月日　平成24年９月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３２７号
大津市唐崎３丁目１番10号
破産者　大栄開発株式会社
1　決定年月日　平成24年９月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所民事部